

平成 16 年度 監事 監査 報告書

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「医薬品機構」という。）の平成 15 事業年度に係る会計及び業務についての監査結果は、以下のとおりである。

1 監査の方法

監事は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び同機構監事監査規程等の定めるところに従い、理事会その他機構の業務に関する重要な会議への出席及び重要な文書の回付を受ける等により、常時機構内の動向を把握するとともに、監事監査実施計画に基づき機構各部の業務に関する資料の提出を求め、説明を聴取するなどして、会計処理の状況、業務の執行状況の各般にわたり詳細な検討を加えた。

2 監査の結果

(1) 平成 15 事業年度の医薬品機構に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、関係法令、定款、業務方法書等に従い、適正に処理され、機構の財産及び損益の状況を正しく示していると認められる。

なお、附属明細書も、記載すべき事項を正しく示していると認められる。

また、平成 15 事業年度の医薬品機構に係る決算報告書は関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。

(2) 平成 15 事業年度の医薬品機構に係る事業報告書は、関係法令に従い、機構の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。

(3) 医薬品機構各部の業務については、概ね適切に実施されていると認められる。